
	実務対応
プロジェクト	権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理
項目	第 96 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 96 回実務対応専門委員会（2016 年 12 月 19 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）の企業における会計処理の下記項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - (1) 会計基準等を見直す場合の公表物の形式に関する検討
 - (2) 実務対応報告の形式で公表する場合の文案の検討

会計基準等を見直す場合の公表物の形式に関する検討

2. 権利確定条件付き有償新株予約権の企業における会計処理について、仮に会計基準等を見直す場合の方法として、新たに権利確定条件付き有償新株予約権に関する実務対応報告を開発する方法によるという事務局の提案に対して、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案に賛成する意見

3. 仮に現行の企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）を見直した場合、今回の検討で対象としていない取引にまで影響が及ぶ可能性があるため、事務局の提案に賛成である。
4. 実務対応報告として開発を進める点については賛成である。なお、ストック・オプション会計基準の考え方と大きく異なる結果とならないよう確認しつつ検討を進めるべきと考える。
5. 現状、権利確定条件付き有償新株予約権以外にも役員向けのインセンティブ・プランとして様々な商品が開発されているが、まずはこの有償新株予約権に関する取引についての実務対応報告を開発し、今後、必要と判断するものがあれば基準諮問会議の審議を経て、会計基準の開発に着手すれば良いと考える。
6. 会計基準の開発は、国際的な動向も踏まえつつ行うべきである。現状は、すでに多くの権利確定条件付き有償新株予約権が発行されていることから、実務対応報告に

よる早い対応が望まれると考える。

事務局の提案に反対する意見

7. 現状、権利確定条件付き有償新株予約権以外にも役員向けのインセンティブ・プランとして様々な商品が開発されているため、この有償新株予約権に関する取引のみを対象とすべきではなく、包括的な会計基準を開発する必要があると考える。

その他の意見

8. 権利確定条件付き有償新株予約権が報酬に該当するかどうかについては、会社法における論点もあるのではないかと考える。
9. 信託を活用した権利確定条件付き有償新株予約権は、検討対象としている有償新株予約権に信託を組み合わせた商品であり、すでに事例も見られることから検討対象に含めるべきと考える。

実務対応報告の形式で公表する場合の文案の検討

10. 実務対応報告の形式で公表することを前提として事務局が作成した文案に対して、以下の意見が聞かれた。

(範囲及び適用する会計基準)

適用する会計基準が不明確であるとする意見

11. 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)第2項ただし書きでは、「新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。」と適用範囲が明らかにされている。この規定との整合性を図る必要があるのではないかと考える。
12. 文案第4項において、「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合に複合金融商品適用指針に従うこととされているが、立証とは、弁護士等の意見書をもって権利確定条件付き有償新株予約権は会社法における報酬には該当しないことを疎明すれば足りるか。

権利確定条件付き有償新株予約権の対価性に関する意見

13. 会社法における有利発行には該当しないという前提で議論が進められているが、有利発行ではないと整理する場合、インセンティブ効果はあるものの、対価性は認められないと考えられるため、現状の記載では納得感が十分ではなく、記載方法をよ

り工夫した方がよいのではないか。

14. 権利確定条件付き有償新株予約権の付与時点では会社法における有利発行には該当せず、その時点では対価性はないが、その後の業績変動により当該有償新株予約権の価値が増加して、権利確定日までの間に対価が発生すると考えられるため、その旨を結論の背景に記載してはどうか。

「従業員等」の範囲が不明確であるとする意見

15. 文案では、対象とする取引の特徴として、「権利確定条件付き有償新株予約権の引受先が従業員等に限定される。」と記載されているが、1人でも従業員等に該当しない人が含まれた場合に対象にならないかのように読めてしまう可能性はないか。
16. 「従業員等」に子会社等の従業員等が含まれるかどうかについて、検討すべきではないか。
17. 「従業員等」の定義が脚注にあるが、わかりづらいため記載を見直すべきではないか。

その他の修文に関する意見

18. 文案の結論の背景において、「勤務条件及び業績条件が付されている有償新株予約権」については、適用範囲の反証規定が特に記載されていないが、「勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権」については、第18項に適用範囲の反証規定が記載されており、違和感がある。反証規定の説明は両方に関連するように記載を見直すべきではないか。

(会計処理)

権利不確定による失効数に関する記述を充実させるべきとする意見

19. 「権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合」における重要性とはどの程度の変動を想定しているものなのか、実務において混乱する可能性があるので、結論の背景に考え方などを記載した方がよいと考える。
20. 前項に関連し、勤務条件は付されていないが業績条件が付されている有償新株予約権については、業績の達成又は達成しないことが確実に見込まれる場合に、重要な変動が生じると記載することで、実務が安定するのではないか。

その他の修文に関する意見

21. 文案に記載されている「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」と、第90回専門委員会で議論した「付与日以前の過去の労働サービスの提供に対

する対価として付与することを反証する場合」との関係を、結論の背景に記載すべきと考える。

(開示、適用時期等及び設例)

適用対象外とされた取引の開示上の取扱いについて整理すべきとする意見

22. 過去に付与した権利確定条件付き有償新株予約権について、従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証して複合金融商品適用指針が適用される場合の開示を明確にする必要があるのではないか。

遡及適用の範囲について検討すべきとする意見

23. 過去に複数回、権利確定条件付き有償新株予約権を付与している場合、部分的に遡及適用することが認められるかどうか検討すべきではないか。

以 上